

国内募集型企画旅行条件書

☆お申込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。 ☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- 旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下旅行契約といいます。)を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けずす。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- 当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金[旅行代金]「取消料」違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項③に定めた旅行契約成立前にも、お客様が申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

申込金(おひとり)	旅行代金の20%以上
-----------	------------

- 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して14日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内中に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものと取り扱います。
- 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、本項①の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第20項の定めによります。
- 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。
- 本項④の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
- 団体・グループ契約

- ①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下契約責任者といいます。))を定めて申込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項⑥の②～⑤の規程を適用します。
- ②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- ③契約責任者は、当社が定めの日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
- ④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. 申込条件

- 当商品等のお申し込みは旅行開始時点で中学生以上のお客様に限らせていただきます。新年度(4月1日時点)に中学校入学予定の方を含みます。
- 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 健康を害している方、車椅子などの器具を介用になっている方や車身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他お客様の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あためて当社からご案内申し上げます。
- 前号のお申し出を受けた場合は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれをお申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様から申し出いただいた措置を手配することがない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるところの費用はお客様のご負担となります。

- お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件を付けてお受けすることがあります。
- お客様のご都合により、旅行の行程が離断される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日等の書面による連絡が必要です。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。
- お客様が風説を流布し、偽計を用いる若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

- 当社は第2項③に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお渡し

します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

- 本項①の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示した重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日)に当たる日以降のお申し出込みに関しては旅行開始日)まで、これらの確定書面を記載した書面(以下「確定書面」といいます。))をお渡しいたします。

- 第2項③に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社は手配状況についてご説明いたします。
- 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項①の契約書面に記載することによります。ただし、本項②の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載することによります。

5. 旅行代金のお支払い期日

- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって21日前に当たる日(以下「基準日」といいます。))より前にお支払いいただきます。
- 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

旅行代金は、パンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
- 添乗員経費、団体行動に必要な名付け。
- ①パンフレット「旅行代金に含まれるもの」にて明示したその他の費用。上記①)～③)についてはお客様の都合により、一部利用されない場合も払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)
- ②クーリング・電報電話等通信料金、追加超過等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ③旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- ④希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- ⑤お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)
- ⑥ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 旅行契約内容の変更

- 当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためを旨としないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- ①利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額した場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に旨を通知します。
- ②当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めとなく、その減少額が旅行代金を減額します。
- ③第9項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の語設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払いい、又はこれらを支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- ④当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところより旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替

- ①お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき10,000円)とともに当社に提出していただきます。但し、1室ご利用のお客様の全員が交替となる場合は取消扱いとなります。また、出発後のご参加者の途中交替はできません。
- ②旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾がなかった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

12. お客様による旅行契約の解除

①旅行開始前

- ①お客様は、いつでも以下で表定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」には、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨を、お申し出いただいた時を基準とします。

<取消料の表>

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
①21日前に当たる日以前の解除	無料
②20日前に当たる日以降の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の20%
③7日前に当たる日以降の解除(④～⑥を除く)	旅行代金の30%
④旅行開始の前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始当日の解除(⑥を除く)	旅行代金の50%
⑥旅行開始後(瑞風発車後)の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- ②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。
- ③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- ア、第9項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第19項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであると認められます。
- イ、第10項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
- エ、当社がお客様に対し、第4項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。
- オ、当社が責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

- ④当社は、本項①の①により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)が所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみ取消料がなかなないときは、その差額を支い受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。
- ⑤当社は本項①の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいた旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

②旅行開始後

- ①旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額が当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない場合)に限り、その)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除

①旅行開始前

- ①当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- ア、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- イ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあることが認められるとき。
- エ、お客様が、契約内容に開く合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- オ、お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- カ、この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内に定めた日以前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- カ、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- キ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- キ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ②お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第12項①の①に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- ③お客様が第3項①から⑬に該当することが判明したとき。

②旅行開始後

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
- ア、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

- ②当社が本項②の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ③当社は、本項②①の、ア、ウの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様の自己負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- ④お客様が第3項①から⑬に該当することが判明したとき。

14. 旅行代金の払い戻し

当社は、第10項の規定により旅行代金が減額された場合又は、第12項及び第13項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額は旅行終了日の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

15. 旅程管理

①当社はお客様のご安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し、次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

- ①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがある認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- ②本項①①の措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

- るを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- ②お客様は、旅行開始後旅行終了まで期間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- ③全行程に添乗員が同行し、本項①に掲げる業務その他当該旅行に伴随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

16. 当社の責任及び免責事項

- ①当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときには、お客様の責任で購入していただきます。
- ②例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうもられても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
- ③運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ④官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑤自由行動中の事故
- ⑥食中毒
- ⑦盗難
- ⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

③当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。))を限度として賠償します。

17. お客様の責任

- ①お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を受けることができます。
- ②お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- ③お客様は旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に対し申し出なければなりません。

18. 特別補償

- ①当社は第16項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上になされた一定の損害について、死亡補償金として1500万円、入院見金として入院日数により2万円～20万円、通院見金として通院日数により1万円～5万円を支払います。携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。
- ②当社が第16項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- ③当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取扱います。
- ④ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいいたしません。
- ⑤お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等その他、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、ユージュ、ハングラider搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見聞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。

19. 旅程保証

- ①当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。))が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更により当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の語設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。))
- ア、旅行日程に支障をたらす悪天候を含む天災地変
- イ、戦乱
- ウ、暴動
- エ、官公署の命令
- オ、欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ、旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置

- ②第12項及び第13項での規定に基づいて旅行契約が解除されたときは当該解除された部分に係る変更
- ③「パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。」
- ④当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- ⑤当社は、本項①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第16項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- ⑥当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品、サービスの提供を行うことがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。))その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま)	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注①「旅行開始前」は、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」は、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注② 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間、又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注③ 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注④ 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注⑤ 第4号又は第5号もしくは第6号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取扱います。

注⑥ 第7号に掲げる変更については、第1号から第6号までを適用せず、第7号によります。

20. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より所定の伝票へ「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受ける場合があります。(以下「通信契約」といいます。))

- ①通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
- ②本項でいう「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- ③通信契約の申し込みの際し、会員は、申し込みをよすると「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ④通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- ⑤通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。
- ⑥当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けず。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- ⑦携帯情報端末(モード等)ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- ⑧会員の通信機器に本項⑦に係わる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

21. 個人情報の取扱について

- ①当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑤当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑥旅行参加後のご意見やご感想の御願いのため、⑦アンケートの御願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のため、に利用させていただきます。
- ②本項(1)②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード等と書換いは電子データにて、提供することがあります。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛に出発の10日前までお申し出ください。(注:10日前が瑞風アプデック休業日(水曜日・休日(日曜日及び祝日を含む)・年末年始)の場合はその前日までにお申し出ください。))
- ③当社及び当社グループ各社はお客様から書面によって提供いただいた個人情報(お客様のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報取得の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ各社の名称については、当社の店頭又はホームページ(http://www.nta.co.jp)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いします。

- ④当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- ⑤お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正の取扱店、それ以外には本社お客様相談室となります。

(6)一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(お客様相談室長)
問い合わせ窓口:本社お客様相談室
電話:03-6895-7883 FAX:03-6895-7833
e-mail:sodan_shitsu@nta.co.jp
営業時間:平日09:45～17:45

22. その他

- ①お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- ②お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- ③旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了解ください。
- ④現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- ⑤旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中ののお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたとときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- ⑥ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- ⑦事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰省が遅れ、タシターの利用あるいは宿泊しなければならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- ⑧当社はいかなる場合もお客様に再実施いたしません。
- ⑨手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。